○厚生労働省令第百八号

労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号)第十四条、第二十二条第二号、第五十九条第三項及び第

百十三条の規定に基づき、 労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令を次のよう

に定める。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令

(労働安全衛生規則の一部改正)

第一条 労働安全衛生規則 (昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 十七(俗)業務は、次のとおりとする。業務は、次のとおりとする。条(法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は教育を必要とする業務) | 二十七(な業務は、六条 法第別教育を必 |
| 障害防止規則(装置を取り扱う | 写真の撮影の業務二十八「エツクス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過一〜二十七」(略) |
| いて同じ。)が存在し、かつ、エックス線又はガンマ線の一項に規定する管理区域をいう。次号及び第二十八号の三七年労働省令第四十一号。以下「電離則」という。)第三 | ; |
| 。) いように遮へいされた構造を備えた装置を使用する業務を除くりように遮へいされた構造を備えた装置を使用する業務を除く射中に労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることのな | |
| 号)第十三条及び原子炉の | 制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第十三条第二十八の二 加工施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規 |
| 項第二号に規定する加工施設をいう。)、再処理施設(同 | 項第二号に規定する加工施設をいう。)、再処理施設(同 |
| 二条第二項第十号に規定する再処理 | 使用施設等(同法第五十二条第二項第十号に規定する使用施設第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。)又は |
| 令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第四十一条に規定(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第四十一条に規定(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 |
| おいて核燃料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第百八核燃料物質の使用施設等に限る。)をいう。)の管理区域 | 雛放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号核燃料物質の使用施設等に限る。)をいう。)の管理区域 |
| 号)第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。次号にお | 下「電離則」という。)第三条第一項に規定する管理区 |
| へ m)見川に見て、らまままこ∜等一頁に見ぎて、らを目脊太同じ。)若しくは使用済燃料(核原料物質、核燃料物質及 | 〈四口三)三 54年91日(一下号)第三条第三号三見三一。次号において同じ。)内において核燃料物質(原子力 |
| において同じ。)又はこれらによつて汚染されい間でる経行等に多等していまえてる位別決略 | 燃料物質をいう。次号において著え田和三十名光行の |
| 養务 (原子核分裂生成物を含む。次号において同じ。)を取り | 育上頁こ見官ける吏用脊然斗という。欠号こさいこ司核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法 |
| う業務 | 定する使用済燃料をいう。次号において同じ |



放射線装置摘要書

| 事 業 | 場の | 名 称 | |
|------------------------------|----|-----------|--|
| 放 | 種 | 類 | |
| 射 | 用 | 途 | |
| 線装 | 台 | 数 | |
| 置 | 性 | 能 | |
| 上欄の放射線装置による健康障害を防止するための設備の概要 | | 章害を めの | |

備考

. 1 「種類」の欄には、次の区分により記入すること。

エックス線装置・・・・・医療用のエックス線装置、工業用等のエックス線装置

荷電粒子を加速する装置・・・・・・サイクロトロン、ベータトロン、シンクロトロン、シンクロサイクロトロン、ファンデグラーフ型加速装置、コッククロフトワルトン型加速装置、直線加速装置、その他荷電粒子を加速する装置

エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査の装置・・・・・ガス抜き等の装置 放射性物質を装備している機器・・・・・ガンマ線照射装置、その他放射性物質を装備している機器

2 「用途」の欄には、次の区分により記入すること。ただし、「その他医療用」は、臨床研究、治験、医療従事者又は獣医療 従事者の養成又は教育訓練、死因究明等の用を含む。

医療用のエックス線装置・・・・・診断用、治療用、その他医療用

工業用等のエックス線装置・・・・・非破壊検査用(撮影用)、非破壊検査用(透視用)、分析用、その他

荷電粒子を加速する装置・・・・・・医療用、非破壊検査用、その他の研究用、その他

放射性物質を装備している機器・・・・・・医療用、非破壊検査用、その他の研究用、その他

3 「性能」の欄には、次の事項を記入すること。

エックス線装置・・・・・定格出力

荷電粒子を加速する装置・・・・・放射線の種類、得られるエネルギー(MeV)

放射性物質を装備している機器・・・・・装備される放射性物質中の放射性同位元素の種類及び数量(ベクレル)

4 「上欄の放射線装置による健康障害を防止するための設備の概要」の欄には、当該放射線装置を設置する室の壁、床等 の構造及び材料並びに警報装置、安全装置、放射線測定器の種類、型式及び台数等について記入すること。

第二条 電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 三 胸部集検用間接撮影エックス線装置及び工業用等の特定エッ | 医療用 |
|---|---|
| グレイ以下になるようにすること。 | きマ面に 一 (かつ |
| 空気カーマ」という。)が一回の照射につき一・〇マイクトルの距離における自由空気中の空気カーマ(次号におい | ックス線装置及び医療用以外(以下「工業用等」という。死因究明等の用をいう。以下同じ。)の胸部集検用間接撮 |
| 次等集 防 と 用 | 、医療従事者若しくは獣医療従事者の養成若しくは教育訓練又するものであって、医療又は獣医療の用その他臨床研究、治験二 医療用(医師、歯科医師、診療放射線技師又は獣医師が管理 |
| 一 (略) | この |
| 部に入ることがないように遮へいされた構造の特間接撮影の作業に従事する労働者の身体の全部又 | 部に入ることがないように遮へいされた構造の間接撮影の作業に従事する労働者の身体の全部 |
| 【ナー・】※最終) | 【ナー・】※最終の |
| (間接撮影時の措置) | (間接撮影時の措置) |
| ければらない。をできるだけ少なくするように当該特例緊急作業に係る事故の | める必要がある旨を周知させなければならない。 |
| 線量は、当該特例緊急作業に係る特例緊急被ばく限度を超当該請負人に対し、当該特例緊急作業に係る特例緊急被ばく限度を超 | |
| 、言葉者は、特例緊急作業の一部を請負人に請け負わせるとき | 、言語は、計画、言語は、記念は、記録の見れている。事業者は、特例緊急作業の一部を請負人に請け負わせるとき |
| 2・3 (格) 第七条の三 (略) | 2・3 (佫) 第七条の三 (略) |
| 改 正 前 | 改正後 |
| (作糸辛分に己丁辛分) | |

おけると、進へい物を設け、集定エックス線装置に >る空気カーマが一回の照射にい物を設け、その遮へい物かにエックス線装置については、 なるようにすること。 から被 につき一・ 十照 セ射 ンチ 〇マイクロ メ周ー囲 -トルの グレ 0 距離状 以にの

作業主任者の 職 務)

エ ックス線作業 主 任 一者に 次 0 事 ず項を行 わ せ

第 十七 条第 項 0 措 置 に異 常 を 認 \otimes た لح き は、 直 ち に 必 要 な

七 ち入っていた。照射開始前 置 を講ずること。 始前及び照射 中、 第十八条 第

項

0)

場

所

に

労働

者

が

<u>\</u>

ないことを確認すること。

九八 とをできるだけ少なくするよう 前 各号に 掲 げ るも 0 0 ほ かり、 1Z 労 働 者 作 :業 の が 電 方法を決定し 離 放射線を受けるこ 放 射

※業務従 事者を指揮すること。

ガ ンマ線透過写真撮影作業主任者の職 務

の事項を行わせ 五. 十二条の三 なければならない。 事業者は、 ガンマ線 透 過写 真 撮 影作業主任者に次

(略)

兀 立 ち入っていないことを確認照射開始前及び照射中に、 ないことを確認すること。 第十 八条第 項 0) 場 所 に 労 働 者 が

六五 第十 七 条第 項 \hat{O} 措 置 に異 常 を 認 め た と き は 直 ち に 必要 な

七~十三 措 置を講ずること。 (略)

ことをで 線 業務 前 各号に掲げ きるだけ少なくするように、 従 事者を指揮すること。 るも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 労 働 作 者 業 が 0) 電 方法を決定し、 離 放射線を受ける 放

> 気カーマが一回のを設け、その遮っ ようにすること。 のいいて V 射物は、 射につき一・○マ物から十センチュは、被照射体の国 Tセンチメート 照射体の周囲に マイクログレ トに ルは、 \mathcal{O} 距箱 ロイ以下になる 理離における なべい。 る空物

四十七条 事業者は(エックス線作業主 任 工者 0 職 務)

 一~五 (略)

 なければならない。
 ツ クス線作業主任者 に 次 0 事 項を行

わ

せ

(新設)

ち入つて 照射開 始前 ** \ な いことを確 及び照射中、 認 すること。 第十八条第 項 \mathcal{O} 場 所 に 労 働 者 が

1

(略)

七

(新設)

職務

第五十二条の三 事業者は、ガンマ線透(ガンマ線透過写真撮影作業主任者の の事項を行わせなけ (者は、ガンマ線透過写真) 撮影作業主任者に

次

一~三 (略)

兀 立ち入つて 照射開始 11 前 及び ない ことを確認すること。 照射中に、 第十八条第 項 0) 場 所 に 労 働 者

が

五. (略)

(新設)

六~十二 (新設) 略

| 2 (略) 三・四 (略) | 法に関する知識 ニュー・ボックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方作業の方法に関する知識 エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務に係る | 行わなければならない。 るときは、当該労働者に対し、次の科目について、特する業務を除く。以下この条において同じ。)に労働 | その内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置ックス線又はガンマ線の照射中に労働者の身体の全部又は一部がを取り扱う業務(装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エー・データの五 事業者は、エックス線装置又はガンマ線照射装置(エックス線装置等を取り扱う業務に係る特別の教育) | |
|---------------|--|--|--|--|
| 2 (略) 三・四 (略) | 法 エツクス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方 | | ばならない。 | |

| _ |
|-----|
| 傍線部 |
| 分は |
| 改正部 |
| 分 |
| |

| 、警報機能を有する放射線測定器の装着その他の安全装置の設置等の特定エックス線装置には、インターロックその他の偶発的な等の特定エックス線装置には、インターロックその他の偶発的ないで、学報機能を有するための安全装置(以下次項及び第四十七条にお被ばくを防止するための安全装置(以下次項及び第四十七条におった。)を設けなければならない。 、警報機能を有する放射線測定器の装着その他の安全装置の設置 | 大会議会は、自動警報装置によらなければならない。 する場合は、自動警報装置によらなければならない。 する場合は、自動警報装置によらなければならない。 する場合は、自動警報装置によらなければならない。 する場合は、自動警報装置によらなければならない。 する場合は、自動警報装置によらなければならない。 する場合は、自動警報装置によらなければならない。 | 周知の方法は、次の装置又は機器を放射線の下法は、次の場合には、関係者が確実に置等) | 改正後 |
|---|--|---|-------|
| (新設) | | (警報装置等) (警報装置等) (新設) (新設) | 改 正 前 |

| 労働大臣が定める。 | 十〜十二 (略) | 6の事項を行わせ | 7 (略) 2 (略) 2 (の) 2 (では、) 1 (では、) 1 (では、) 2 (| はならない。 写生省令第五十号)第三十条の四第二号に規定する基準を満たさ については、当該放射線装置室が医療法施行規則(昭和二十三年 については、当該放射線装置室が医療法施行規則(昭和二十三年 とでは、放射線装置室に設置された医療用の特定エックス線 では、放射線装置室に設置された医療用の特定エックス線 では、対射線装置室に設置された医療用の特定エックス線 をは、放射線装置室に設置された医療用の特定エックス線 |
|----------------|----------------|-------------------|---|--|
| 項は、厚生労働大臣が定める。 | (新設) (新設) (新設) | 一~六 (略) なければならない。 | (新設) | (新設) |

附則

(施行期日)

第一 条 この省令は、 次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める日から施行する。

第一条中労働安全衛生規則様式第二十七号の改正規定並びに第二条中電離放射線障 害防止 規則第七条

の三及び第十二条の改正規定 公布の日

第一 条中労働安全衛生規則第三十六条の改正規定並びに第二条中電離放射 線障 害防 止規

条、 第五十二条の三及び第五十二条の五 の改正規定並びに附則第五条 \mathcal{O} 規定 令和 八年 应 月 日

三 第三条の規定並びに附則第二条から附則第四条まで及び附則第六条の規定 令和九年十月一 日

(経過措置)

第二条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に存する電離放射線障害防止規則第十条第一 項に規定

する特定エ ツ クス線装置 (次条において単に 「特定エックス線装置」 という。) について、 改修等により

自 動警報装置を設置することにつき著しく困難な事 情があるときは、 事業者は、 警報機能を有する放射線

測定器 の装着その他自動警報装置の設置に代わる措置により第三条の規定による改正後の 電離放射線障害

別第四

十七

防止規則第十七条第一項の関係者に周知させる措置を講じなければならない。

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に存する特定エックス線装置について、 改修等により

第三条の規定による改正後の電離放射線障害防止規則第十七条第三項に規定する安全装置 (以下この条に

お いて単に 「安全装置」 という。) を設置することにつき著しく困難な事 情があるときは、 事業者は 警

報 機能 を有する放射線測定器の装着その他安全装置の設置に代わる措置により偶発的な被ばくを防 止 する

措置を講じなければならない。

第四 条 事業者は、 工 ックス線作業主任者に前条に定める措置が講じられていることを確認させなければな

らない。

第五条 この省令の施行前にした行為についての罰則の適用については、 なお従前の例による。

電 離 放射線障害防止規則及び労働安全衛生規則 の 一 部を改正する省令の一 部改正

第六条 電離 放射線障 .害防 止 規則及び労働安全衛生規則 \mathcal{O} 部を改正する省令 (平成十七年厚生労働省令第

九 十八号) 附則第三条中 「第十七条第二項」を 「第十七条第七項」に改める。